

平成 22 年 6 月吉日

エースカード会員 各位

株式会社エースカード

〒753 - 0047 山口市道場門前 2-8-21

TEL(083)922 - 2125

貸金業者登録番号 山口県知事(1)第 01514 号

日本貸金業協会会員 第 001418 号

会員規約改定のお知らせ

拝啓 向夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は一方ならぬ御愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 18 年 12 月に改正されました貸金業法が当初の予定通り順次施行され、本年 6 月 18 日付で完全施行されることになりました。つきましては、改正貸金業法に則り会員規約の一部を改定いたしますのでご案内申し上げます。なお、主な改定条項は下記のとおりですが、新会員規約の全文を同封いたしますのでご熟読いただき、今後とも一層のご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

新会員規約の適用時期：平成 22 年 7 月 15 日

第 1 章 一般条項

改定後	改定前
<p>第 1 条 (会員)・・・旧第 1 条</p> <ol style="list-style-type: none"><li>株式会社エースカード(以下「当社」という。)に当社所定の入会申込書により本規約第 7 条第 3 項に定めるカードの契約形態(ショッピング利用代金のお支払方法)を指定し、当社が発行するエース・JCBカード又はエース・DC-VISAカード(以下総称して、「カード」という。)の発行を申込みされた方で、当社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といたします。</li><li>当社所定の入会申込書により、本規約を承認のうえ、家族会員として入会の申し込みをされた本会員の家族で、当社が審査のうえ承認した方を家族会員といたします。</li><li>本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(本規約第 3 条第 1 項で「家族カード」として定義されるものをいう。以下本条において同じ。)を使用して、本規約に基づくカード利用を行う一切の権限(以下、「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消又は無効等の消滅事由がある場合は、本規約第 22 条第 6 項により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを当社に対して主張することはできません。</li><li>本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるカード利用は、すべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、当社に対し、連帯して責任を負うものとします。</li><li>本会員と家族会員を併せて「会員」といたします。</li><li>本会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。</li></ol>	<p>第 1 条 (会員)</p> <p>会員とは、本規約を承認の上、株式会社エースカード(以下「当社」という。)に当社所定の入会申込書により当社が発行するエース・JCBカードまたはエース・DC-VISAカードの発行を申し込みされた方で、当社が入会を承認した方をいいます。</p> <p>会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。</p>

裏面をご覧ください。

### 第3章 キャッシングサービスの利用に関する条項

改定後	改定前
<p>第39条（キャッシングサービスの利用）・・・旧第30条</p> <p>1．会員は、当社が予め定めた極度額の範囲内で、次のいずれかの方法により当社から金銭の借入（以下、「キャッシングサービス」という。）をすることができます。</p> <p>当社の提携する金融機関のA T M・C Dで、暗証番号を入力する等、所定の操作を行った場合。</p> <p>その他、当社所定の方法により申込手续を行った場合。</p> <p>2．キャッシングは、当社が認めた会員のみがサービスを受けることができます。</p> <p>3．カードキャッシングによる融資金は1万円単位とします。</p> <p>第40条（C D・A T Mでの利用）・・・新設</p> <p>会員は、前条第1項により当社又は当社と提携する金融機関のC D・A T Mでキャッシング1回払いの利用及びキャッシングリボ払いの利用の取引を行う場合、会員は当社に対し、利用の都度、利用金額に応じて次に定める金融機関利用料を支払うものとします。なお、C D・A T Mの機種や設置地域、店舗等により利用できない取引があり、また、C D・A T Mの営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p> <p>1万円以下の額・・・105円（うち税5円）</p> <p>1万円を超える額・・・210円（うち税10円）</p>	<p>第30条（キャッシングサービスの利用）</p> <p>会員は、当社が予め定めた利用可能枠の範囲内で、次のいずれかの方法により当社から金銭の借入（以下、「キャッシング」という。）をすることができます。</p> <p>当社の提携する金融機関のA T M・C Dで、暗証番号を入力する等、所定の操作を行った場合。</p> <p>J C BおよびV I S Aと提携した日本国外の取扱金融機関等で所定の手続きを行った場合。</p> <p>その他、当社所定の方法により申込手续を行った場合。</p> <p>キャッシングは、当社が認めた会員のみがサービスを受けることができます。</p> <p>カードキャッシングによる融資金は1万円単位（但し、日本国外での融資金はJ C B・V I S Aまたは当社が指定する現地通貨単位。）とします。</p>

以上